

## 「地域のヨーロッパ」の再検討（４）

——ドイツ・ネーデルラント国境地域に即して——

渡 辺 尚

### VIII. 事例 3 : *euregio rhein-maas-nord / euregio rijn-maas-noord*

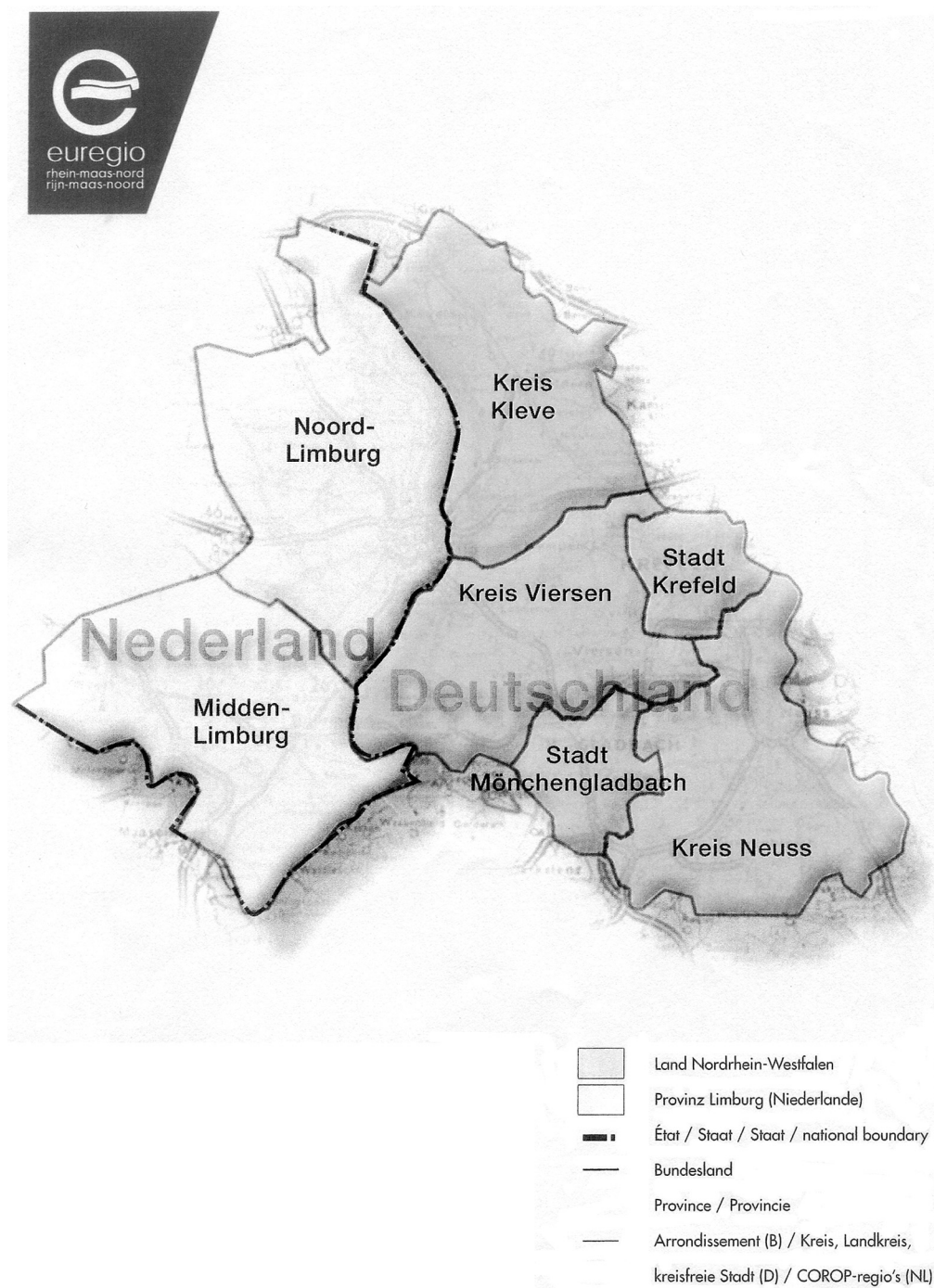
#### (1) 地域概況

*euregio rhein-maas-nord / euregio rijn-maas-noord*（以下 *ermn* と略記）は、図 VIII-1 に示されるように、マース河右岸から 2～3km 離れて河沿いに走る独蘭国境を跨ぎ、北は *ERW*、南は *EMR* (*Euregio Maas-Rijn / Euregio Maas-Rhein / Euregio Meuse Rhin*) に挟まれている。独蘭国境地帯 5 エウレギオのうちでもっとも遅く成立し、もっとも小ぶりなエウレギオである。一足早く成立した南隣の *ERM* が *ermn* の 2 倍の人口規模を具える最大エウレギオであるだけに、*ermn* の小ささが目立つ。また、ライン、マース二大河川沿いに位置するとはいえ、ライン河は *ermn* の東側境界線となっており、むしろマース河が地理上の主軸とみられる。この意味ではライン・ワール河が主軸でマース側が副軸である *ERW* と異なる、よって、*euregio maas-rhein-nord* とする方が妥当であろう。それにも拘わらずこの順序を逆にし、しかも *nord* (*noord*) という附加語を配し、その上、小文字表記にしたのは、おそらく先行エウレギオに挟まれた最小エウレギオの存在を訴求するための工夫の産物なのだろう。このような形での差異化は、*ermn* より 20 年早く成立した最古のエウレギオが *EUREGIO* と、大文字表記で肩を怒らせているのと対照的である。これはまた、いつかエウレギオ間の吸収、合併が起きる時が来るとすれば、真っ先に併合対象になるのはおそらく *ermn* であるまいか、との予想さえ触発する。

とはいえ *ermn* 地域は、ニーダーライン産業革命期にクレーフェルト（「絹の都」）、メンヘングラトバハ（「ラインのマンチェスタ」）を中心に、多様な繊維工業、繊維機械工業が発展した古典的工業地域であり、その意味でようやく 19 世紀の後半に綿工業が興隆した *EUREGIO* 地域を凌ぐ存在である<sup>1)</sup>。それだけになお、1970 年代以降、古典的工業部門が軒並みに陥った構造不況により、*ermn* 地域が他のレギオ地域にまして経済的打撃を受けたことは否めない。まさに 19 世紀初以来の地域経済構造の建直しが喫緊の課題となった時期に、*ermn* が成立したことになる。

そこでまず、*ermn* の概況を最新時点の統計数値によって確認する。以下は主に EIS (*Euregionaler Informations-Service / Euregionaale Informatie Service*) が刊行した EIS,

図 VIII-1 *euregio rhein-maas-nord / euregio rijin-maas-noord*



出所：図 IV-1（本連載論文（2））に同じ

*EIS 2006 euregio rhein-maas-nord in Zahlen / euregio rijn-maas-noord in cijfers* に拠る。ただし、EIS の統計対象となるノルト/ミデン・リンビュルフ、クレーフェ郡は *ermn* に未加盟の自治体を含むので、不正確を避けようとする、*ermn* 全体または平均にかかる数値を概数でしか表せないことがあることを断っておく。

*ermn* の総面積は 3318km<sup>2</sup> で、ドイツ側 1910km<sup>2</sup>、ネーデルラント側 1408km<sup>2</sup>、58 : 42 という配分である<sup>2)</sup>。ドイツ側はメンヘングラトバハ、クレーフェルトの両郡級都市、およびノイス、フィーアゼン、クレーフェの 3 郡が加盟している。ただしクレーフェ郡の 16 自治体 (Gemeinde) のうち *ermn* に加盟しているのは南部の 8 のみであり、北部の 8 は *ERW* に加盟している。ネーデルラント側ではノルト・リンビュルフ、ミデン・リンビュルフの両「調整委員会地域研究計画地域」(Coördinatiecommissie Regionaal Onderzoeksprogramma-Gebieden / Coordination Committee Regional Research Programme-Areas, 以下 COROP 地区と略記) が加盟している。ただしノルト・リンビュルフの Meijel, Mook en Middelaar, ミデン・リンビュルフの Nederweert, 合わせて 3 自治体 (Gemeente) が未加盟である。COROP 地区はネーデルラントにおける統計上の地域単位で、NUTS 3, すなわちドイツの郡 (Kreis) に相当するとみて大過ないであろう。

表 VIII-1 に示されるように、*ermn* の 2006 年初の人口は 186 万人であり、そのうちドイツ側が 4 分の 3 を占めた。*ermn* (成立当時は GRMN=Grenzregio Rhein-Maas-Nord) 創設直後の 1980 年の人口は約 130 万人で、人口分布は 2 (独) : 1 (蘭) の割合であったから、4 半世紀後人口重心がさらにドイツ側に移動したことになる<sup>3)</sup>。

*ermn* の人口密度は 557 人/km<sup>2</sup> であり、ドイツ側が 715 人/km<sup>2</sup>、ネーデルラント側が 343 人/km<sup>2</sup> と前者が後者の 2 倍に達している<sup>4)</sup>。人口分布が著しくドイツ側に偏っていることは明きらかである。メンヘングラトバハ 261444 人、クレーフェルト 237701 人、ノイス 151610 人と、10 万人以上の 3 都市はいずれもドイツ側にあつて、ライン河左岸域のコナーベションを形成している。とくに *ermn* の東縁に位置するクレーフェルト、ノイス郡の両地域だけで、*ermn* 総人口の 36.8 % を占めている。5 万人以上 10 万人未満の 6 自治体のうちネーデルラント側にあるのは、マース河右岸に位置する 92052 人のフェンロー 1 市に過ぎない。逆に 1 万人未満の 12 自治体のうちドイツ側にあるのは、いずれもクレーフェ郡の 2 のみである<sup>5)</sup>。

人口動態についてみると、*ermn* の人口は 1990 年初 1737911 人で、その後 10 年間漸増傾向を辿り、2005 年に 1860364 人と最大値に達した。2006 年に漸減傾向に転じ、その延長線上で 2025 年に 1793376 人と、1995 年頃の水準に落ち込むと推計されている。これはクレーフェ郡を唯一の例外として、すべての地域が遅くとも 2010 年以降減少過程に入ると予測されていたからである。とくにクレーフェルト、メンヘングラトバハ両市はもっとも早くすでに 1990 年代後半に人口減少が始まっており、将来の減少率も最も大きいと予測されている。ただし、クレーフェ郡の人口増とノイス郡の減少速度が比較的低いこととから、2025 年の両側地域の

表 VIII-1 *ermn* の経済概況

構成地域	人口 <sup>1)</sup>	GRP <sup>2)</sup> 2003/千ユーロ	GRP/人 <sup>3)</sup> 002/ユーロ	可処分所得 2003/ユーロ	失業率 2005/% <sup>4)</sup>	部門別付加価値生産構成 <sup>5)</sup>			
						一次	二次	三次	四次
ノールト・リンビュルフ	234202	6111740	24000	11700	9.2	7.2	28.4	44.5	20.9
ミデン・リンビュルフ	278385	4540390	23433	12100	9.8	2.6	34.7	38.5	24.2
クレーフェルト	237701	6956168	29152	17170	13.5	0.3	42.0	38.4	19.2
メンヘングラトバハ	261444	6263826	25145	18232	15.4	0.5	29.1	46.5	23.8
クレーフェ	307703	6419691	20866	17202	9.5	3.7	26.8	44.8	24.7
ノイス	445255	13481020	28389	19840	9.6	0.7	29.8	54.8	14.6
フィアゼン	314140	6146214	20494	18348	9.3	1.8	27.1	49.5	21.5
<i>ermn</i>	1858080	50639996	24711	16823	9.8	2.2	31.0	46.5	20.3
NL	16334210	509000000	25085	12300	3.6	2.5	24.9	48.5	24.1
NRW	18058105	469672000	25978	17982	13.0	0.7	28.8	47.2	23.3

注：1) 2006年1月現在。それぞれ COROP 地区、郡、郡級都市の総人口なので、合計は *ermn* 人口を上回る。ノールト・リンビュルフは未加盟の2自治体を除くと約220万人、ミデン・リンビュルフは未加盟の1自治体を除くと約262万人、クレーフェ郡は加盟8自治体の合計が約127万人になる。

2) NLは2006年、eurostatによる。NRWはLDS NRWによる。

3) *ermn* のネーデルラント側域は23962ユーロ、ドイツ側域は24951ユーロ。ノールト・リンビュルフ、NL、NRWは2003年の数値、2003年の *ermn* の数値は27383ユーロでNL、NRWを超えていた。

4) ネーデルラント側域は年初、ドイツ側域は年央。失業率は対生産年齢人口比。NLは2007年1月、eurostatによる。NRWはLDS NRWによる。

5) 2002年。EUの標準産業分類（NACE=Nomenclature générale des activités économiques dans les Communautés Européennes）によれば、三次部門には交通、通信、金融、商業、飲食・宿泊業が、四次部門には政府部門（役務、教育、保健）が属する。

出所：EIS, *euregio rhein-maas-nord in Zahlen 2006*；Landesamt für Datenverarbeitung und Statistik Nordrhein-Westfalen, *Statistisches Jahrbuch Nordrhein-Westfalen 2006*；eurostat, *Eurostatistics Data for short-term economic analysis 3/2007*

人口比はほとんど変動がないと予測されている<sup>6)</sup>。ともあれ、1970年代の成立期はともかく目下 *ermn* が直面している最大の域内経済問題は、このドイツ側両最大都市の縮小速度の高さにあると言えよう。

経済力についてみると、表 VIII-1 に示されるように、クレーフェルトとノイス郡だけで域内粗生産の40.4%を占め、これは人口比36.8%を上回っている。人口と域内粗生産の分布からして、地図的印象と異なりライン河沿いの東縁地帯が *ermn* 空間の形成軸となっていて、総じてネーデルラント側に対してドイツ側から強い吸引力が作用していることが窺われる。

失業率を一瞥すると、EISによれば表 VIII-1 のような数値になる。しかし、他表の数値と合致しないところがあるので、LDS NRW の失業率統計を表 VIII-2 に参考値として掲げる。

表 VIII-2 *ermn* ドイツ側地の域失業率

公共職業紹介所	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
クレーフェルト	12.8	11.8	11.4	9.6	9.3	9.7	10.6	10.6	11.9	11.5
メンヘングラトバハ	11.1	10.5	10.0	8.4	8.5	9.3	10.0	10.5	12.2	12.0
デュセルドルフ	12.0	10.8	10.4	9.1	8.6	8.6	9.4	9.8	12.0	11.4
ベーゼル	11.1	10.5	10.1	8.9	8.7	8.4	9.1	9.2	10.5	10.7
NRW	11.9	11.1	10.8	9.5	9.4	10.0	10.7	11.0	13.0	12.1

出所：LDS NRW, 2004, 2205, 2006.

ノイス郡を管轄地域の一部とするデュセルドルフ管区やクレーフェ郡南部を管轄地域に収めるベーゼル管区とメンヘングラトバハ管区との大小関係が、2001年までとそれ以降とで入れ替わっているのが眼立つ。他面、メンヘングラトバハ管区の失業率は NRW の平均失業率を一貫して下回っており、クレーフェルト管区でも 2001 年以降 NRW 平均を下回っている。資本濃度に比較的高い重工業と較べて、労働濃度が比較的高い繊維工業の方が市場環境の変動に対する適応力で勝っていることが浮かび上がってくる。

この失業率と産業構成とに何らかの相関を看取することは難しい。失業率が群を抜いて高いクレーフェルト、メンヘングラトバハ両市の二次部門を比較すると、クレーフェルトが 42.0% と最大値を示すのに対して、メンヘングラトバハは 29.1% と *ermn* 平均を下回るからである。むしろミデン・リンビュルフの二次部門比率が 34.7% と、クレーフェルトに次いで高いことが注目値する。ミデン・リンビュルフは近年ネーデルラントでもっとも工業に傾斜した地域の一つと見て良さそうである。

以上、経済概況を一瞥したので、次に *ermn* の成立を促した初期条件を明きらかにするために、*ermn* の成立過程を検討する。

## (2) 成立過程

### ① *Grenzregio Rhein Maas Nord / Grensregio Rijn Maas Noord* の成立

以下は主として *Grenzregio Rhein Maas Nord Geschäftsbericht 1991/92* を資料として利用する。時あたかも EC の国境地域政策 INTERREG が始まった年度を対象として公開された年次報告書であり、対外的訴求効果を強めるために団体史観点にも立脚した全般的組織情報となっているので、同時代資料として相当の価値が認められる。

これによると、本レギオは 1978 年 12 月 13 日にルールモントの美術館 (Oranjerie) で開催された、レギオ評議会 (Regio-Rat) の設立総会決定に基づく「*Grenzregio Rhein-Maas-Nord /*

*Grensregio Rijn Maas Noord*（以下 *GRMN* と略記）の形成のための協定（Übereinkommen）により成立した。この「協定」はその後 1979 年 5 月 29 日、1981 年 7 月 16 日、1985 年 10 月 7 日の評議会決定により改訂され、さらに 1992 年 12 月の評議会決定により、1993 年 1 月 1 日から *euregio rhein-maas-nord* / *euregio rijn-maas-noord* と称することになった。その理由は、「国境の意義が減少の一途を辿っていることに鑑みて」であったという<sup>7)</sup>。

しかし、それに加えておそらく、*Grenzregio* / *Grensregio* と綴りが異なる表記を併記する不便に較べて、ラテン語形の造語 *euregio* であればは一語で済むという利点のゆえでもあっただろう。ただし、なぜ頭文字まで小文字にしてしまったのかの説明はない。単なる差異化に過ぎないのか、それとも別の効果を狙ったものなのかは不明である。

本年次報告書に、幸いにも 1985 年の三次改訂時点での「協定」の本文が採録されているので、ここで「協定」内容を条項順に見てゆくことにする（*Geschäftsbericht*, 7-11 頁）。

まず創設期の正構成員は協定の冒頭に列挙されている 11 団体、および国境沿いのドイツ側郡・自治体であった。前者は、ネーデルラント側が 3 郡（Gewest Noord-Limburg, Stadsgewest Roermond, Streekgewest Weert）および 2 商工会議所（Kamer van Koophandel en Fabrieken voor Midden-Limburg te Roermond, Kamer van Koophandel en Fabrieken voor Noord-Limburg te Venlo）の 5 団体、ドイツ側が 4 郡・郡級都市（Kreis Kleve, Stadt Krefeld, Stadt Mönchengladbach, Kreis Viersen）および 2 商工会議所（Industrie- und Handelskammer Mittlerer Niederrhein Krefeld-Mönchengladbach-Neuss zu Krefeld, Niederrheinische Industrie- und Handelskammer Duisburg-Wesel-Kleve zu Duisburg）の 6 団体であった。このうちルールモントとウェールトとは 1988 年 3 月 1 日に統合して Gewest Midden-Limburg となった。このことから、ネーデルラントにおけるハウエスト（Gewest）は、県（Provincie）と自治体（Gemeente）との間の多層的な地域公共団体を意味するようなので、さしあたり「郡」と仮訳しておく。

後者は、第 2 条で Brügggen, Geldern, Kevelaer, Nettetel, Niederkrüchten, Straelen, Weeze, Kreis Neuss とされている。参与（Beratende Mitglieder）はデュセルドルフ県長（Regierungspräsident Düsseldorf）、デュセルドルフ地区計画評議会議長（Vorsitzender des Bezirksplanungsrates Düsseldorf）、リンビュルフ県知事（Commissaris van de Koningin in de Provincie Limburg）、リンビュルフ県地域計画委員会議長（Voorzitter van de Commissie Ruimtelijke Ordening van de Provinciale Staten van Limburg）、デュセルドルフ手工業会議所（Handwerkskammer Düsseldorf）、ドイツ労働組合連盟郡同盟（Deutscher Gewerkschaftsbund (Kreisverbände Krefeld, Mönchengladbach, Viersen)）であった。

ここで注目されるべきは、第 2 条で、*GRMN* のドイツ側南部周辺の自治体、商工会議所に加盟が呼びかけられる一方で、ネーデルラント側の自治体は既挙の郡により代表されるとしていることである。これは少なくとも以下三つの問題を孕んでいると考えられる。

第一に、*GRMN* の南にはすでに *EMR* が成立しているの、南部周辺地域の加盟を呼びかけることは、*EMR* の加盟団体に二重加盟を促すことになる。それは隣接する先行エウレギオの切り崩しとなりかねない。なぜこのような穏当ならざる方針を協定で明示的に謳ったのか、また、これに反撥する *EMR* が *GRMN* に対して何らかの報復措置を講ずることがなかったのか、検討の余地がある。この問題関心は、ともにライン、マース二大河川を形成軸として *ermn* と同一の等質地域に属するとみられる *ERW* が、なぜ南隣に *ermn* が成立する前に南方拡大に向かわなかったのか、という疑問に繋がるものである。おそらく、重工業立地のデュースブルクを抱える *ERW* の地域再生戦略は、*ermn* のそれになじまないという事情が働いたからではないのかというのが、さしあたりの推測である。

第二に、ネーデルラント側では本レギオの加盟単位が基礎自治体より上位の「郡」であるのに対して、ドイツ側では基礎自治体も郡も対等の加盟単位であるように見えることである。連邦国家と単一国家との相違が、基礎自治体と直上の広域自治体（行政官庁）との関係にも反映している可能性が看取される。

第三に、自治体とならび商工会議所も原初加盟団体であったにも拘わらず、EIS 統計ではこれに触れられていないことである。その理由は不明である。

*GRMN* の目的は第 1 條で、「域内の文化、社会、経済、交通、その他にかかる構造的発展の調整と推進」にあると謳われている。ここで文化がまず挙げられ、経済が三番目に挙げられていることが注目される。事実、レギオ評議会副議長とレギオ委員会委員長との連署による年次報告書序言でも、「レギオ活動が当初はスポーツ・文化領域での協力への意欲が著しく強かったのに対して、1988 年より他の活動の比重が増した。…… INTERREG 計画とともに本レギオは経済振興と自域の構造改革に積極的に向かうようになった」（5 頁）と述べられている。*GRMN* がルールモントに設立されたことは、成立期のネーデルラント側の主導を窺わせる。そのネーデルラント側が、一次石油危機後の経済低迷期に経済関係緊密化よりも文化交流に強い関心を寄せ、しかも構造不況に直面し始めていたドイツ側が、ネーデルラント側の関心に呼応して見せたのはなぜか。1960 年から失業率が 1% 台で推移してきた西ドイツの超完全雇用は、1973 年の一次石油危機をもって終わった。1978 年には失業率がほぼ 4% に達していたにも拘わらずなぜなのか、興味深い検討課題である。

第 3 條は *GRMN* の機関を規定している。機関はレギオ評議会（Regio-Rat）とレギオ委員会（Regio-Ausschuss）とから成る。本評議会は基本的重要性を帯びるすべての案件を管轄する。独蘭それぞれ 42 人の代表により構成され、会長と会長代理は互選で、一方がドイツ人であれば、他方はネーデルラント人である。評議会会議は少なくとも年に 1 回、両側地域で交互に開催される。決定は出席者の単純多数決による（第 4 條）。

レギオ委員会は経常的案件を管轄し、とくに構成員間の調整と意見交換、および評議会の決定と命令との枠内で本レギオの告知、通達を管轄する。本委員会の構成員は、ドイツ側の

#### 「地域のヨーロッパ」の再検討（４）

クレーフェ、ノイス、フィーアゼン 3 郡の郡長 (Oberkreisdirektor)、メンヘングラトバハ、クレーフェルト両市の上級市主事 (Oberstadtdirektor)、両商工会議所の専務理事、クレーフェ、フィーアゼン両郡から各 1 人の自治体助役 (Hauptgemeindebeamter)、ネーデルラント側のノールト・リンビュルフ、ルールモント、ウェールト 3 郡、ルールモント、フェンロー、ウェールト 3 自治体および 2 商工会議所の各専務理事 (secretaris) である。本委員会委員長と委員長代理とは互選で選出される。本委員会は少なくとも年に 2 回会議を開く。その業務遂行のために作業部会 (Arbeitskreis) を設置することができる (第 5 條)。

第 7 條が会計規定である。本レギオ加盟に伴う経常費用は各構成員の負担となる。特別費用は、レギオ評議会によって定められる割当金および第三者からの贈与金により賄われる。

1992 年末時点で、レギオ委員会の下にスポーツ、文化・若者、レギオ構造の開発、広報 (Öffentlichkeitsarbeit) の 4 作業部会が置かれていた。さらに「レギオ構造開発」委員会の下に、構造資料・方法 (Strukturdaten u. -methoden) および域内市場 (Binnenmarkt) の 2 作業小委員会 (Arbeitsgruppe) が置かれていた。この組織編成は一見、文化、社会に較べて経済の比重が小さい印象を与える<sup>8)</sup>。しかし後述のように実態はまさに逆であった。

事務局はメンヘングラトバハの上級市主事室に置かれ、ネーデルラント側の連絡事務所がルールモントの商工会議所内に置かれている。人口、経済の重心がドイツ側に偏っていることを考えれば、事務局がドイツ側に置かれるのは不自然でない。とはいえ、そもそもネーデルラント側の主導によって *GRMN* が成立したことが推定されるばかりか、総じてレギオが国境を挟む両側地域の均衡を最大限に図ることを旨としてきたことを考慮するならば、事務局がドイツ側地域に置かれたことはけっして自明と言えない。これの立地がメンヘングラトバハといっても、実は 1975 年初にこれに併合されたばかりの旧ライト (Rheydt) 地区であることは、立地選定が妥協の産物であることを示唆している。

#### ②財政構造

上述のように、*GRMN* の発足時に掲げられた主目的に対応して、組織編成も経済でなく文化・社会に重点が置かれているかに見える。しかし、財政構造にそれが反映していたのは 1987 年までであり、1988 年以降は「レギオ構造開発」委員会、すなわち経済部門が最大支出部門となっている。1991～92 年の決算をみると、収入で 9 企画に対する INTERREG による EC 補助金および NL/NRW 政府からの共同補助金だけで 52.7%、25.1% を占めている。繰越金を除く純収入に占める比率は 74.8%、56.2% とさらに上昇する。これに対して *GRMN* の自主財源である構成員分担金と雑収入との合計の純収入に対する比率は、7.0%、11.3% に過ぎない。支出では「レギオ構造開発」部門の占める比率が、85.5%、90.1% と他を圧倒している<sup>9)</sup>。

1987 年 7 月に単一欧州議定書が発効すると、これに基づく EC の共同市場完成を目指す努



力が本格化した。1989年に諸構造基金が一体化されて5基本目的の設定に至り、この目的達成の経路としてECが国境地域政策に向かい始めると、GRMNが敏感にこれに即応して、その活動の重点を文化、社会から経済に切り換えたことが浮かび上がってくる。とくに1991年のEC国境地域政策INTERREG開始を契機に、GRMNの活動が極度に経済面に集中し始めたことが明らかである。もちろんINTERREGの対象となる活動は経済面に限定されず、文化・社会面も含まれている。しかし、GRMN財政支出における「レギオ構造開発」の突出ぶりは、INTERREGがもっとも先進的な独蘭国境地域のエウレギオにも、その活動を著しく経済面に傾かせる効果を生み出したことを物語る。それはECの意図した結果なのか、それとも意図せざる結果なのか、その検討は今後の課題である。

### ③域外活動

1991/92年年次報告はGRMNの域外活動に触れている。これにもermnの実態を把握するために、眼を向けておくべきであろう。それは以下の三つである。

i) ヨーロッパ国境地域連盟 (AGEG : Arbeitsgemeinschaft Europäischer Grenzregionen / WVEG : Werkgemeinschaft van Europese Grensgebieden)

1971年に設立されたAGEGにGRMNは1979年11月9日に加盟した。GRMNの持ち票は1991年まで3票、1992年から2票に減ったとされるが、何を基準に持ち票数が決まるのかは不詳である。ヨーロッパ評議会の議員会議はヨーロッパ自治体・地域評議会 (RGE : Rat der Gemeinden und Regionen Europas) 会議との共催で、すでに1972年、1975年、1984年、1987年、1991年と5度ヨーロッパ国境地域会議を催し、その準備と運営とにAGEGが積極的に関与したという。AGEGの尽力で、ヨーロッパ評議会の諸加盟国で国境を越える協力のための法的基礎が改善され、情報・助言提供や国境を越える共同計画策定が始まった。

このような独蘭国境地帯の諸エウレギオの経験や、EC以外の諸国際機関・組織の先行企画の経験の積重ねを踏まえたかのように、欧州委員会も1980年代後半から地域政策に関する定期報告で国境地域の諸問題をとり上げるようになり、辺境に位置することの不利と国境地域に固有な問題への対処のため、とりわけ独蘭国境地域で「国境を越える行動計画」(Grenzüberschreitende Aktionsprogramm)の策定を勧奨するに至った。1992年末までに加盟団体が33に増加したAGEGは、これに呼応する形でヨーロッパの全国境地域相互間の経験の交換に活動の重点を置くようになった。ECの国境地域を対象にした先行企画であるLACE (Linkage Assistance and Cooperation for the European Border Regions) はAGEGにより実施された<sup>10)</sup>。

このほかにもAGEGは、前出のRGEやヨーロッパ地域会議 (Versammlung der Regionen Europas) と協力して、ECの地域政策総局の諮問委員会でより効果的に国境地域

#### 「地域のヨーロッパ」の再検討（４）

の利益を公式に代表する努力を続けていた。他方でヨーロッパ評議会の閣僚会議は、1978年にAGEGを諮問機関としての地位を有する非政府組織として認定した。

AGEGは年に1回会員総会を開き、1991年はドイツのレクデンLegdenで、1992年はアイルランドのキャリックマクロス（Carrickmacross）で開かれた<sup>11)</sup>。AGEGの活動は*ermn*のそれと次元が異なるとはいえ、*ermn*がAGEG構成員のなかでも別格の独蘭国境エウレギオの一つとして、AGEG活動に積極的役割を演じていることを考慮すれば、軽視できない側面であると考えられる。

#### ii) アルンヘム協議（Arnhem-Overleg）

GRMNにとりAGEGより重い意義を持つのはアルンヘム協議である。1990年6月に独蘭国境の全エウレギオの会合で、今後定期的に調整協議を行うことが決定された。この協議の重点項目は、経済、構造基盤、社会問題、日常の国境問題、具体的な企画の5分野であった。同時に同様な問題領域を対象にする「アルンヘム協議」との協力が行われることになった。これは以前からネーデルラントにあった対話集会（Gesprächsplattform / gespreksforum）で、ネーデルラントの各省庁、県、各エウレギオのネーデルラント側の代表者により構成されていた。1991年12月7日に拡大アルンヘム協議が開催され、ドイツ側（NRW, Nds両ラント）とネーデルラント側との関係省庁、県庁、エウレギオを構成員として、今後年に2回会議を開くことが全会一致で決まった。拡大アルンヘム協議は基本的な案件を隣接エウレギオと協議し、また管轄当局と調整することができる場として、GRMNにとり大きな意義を持つようになっていたと指摘される<sup>12)</sup>。

しかし、本年次報告書に、1991年5月に締結されたイセルブルク・アンホルト協定への言及がないのは不可解である。

#### iii) ドイツ・ネーデルラント地域計画委員会－下部委員会・南－（Deutsch-Niederländische Raumordnungskommission-Unterkommission-Süd- / Duits-Nederlandse Commissie voor de Ruimtelijke Ordening-Subcommissie Zuid-）

1980年5月20日の下部委員会の決定が、当委員会と独蘭国境エウレギオとの協力の基盤となった。これに基づき、下部委員会事務局長と各エウレギオの専務理事との直接の接触が可能になった。さらに、エウレギオは本下部委員会会議の資料および議事録の入手が可能になり、GRMNは独蘭エウレギオの副代表して本下部委員会会議に参加することになった。これは1991年にグローナオ、ルールモント、メンヘングラトバハ、フェンローで開催された。その重点議題の一つである活動形態の改善が、1992年3月27日に最終的に決まった。すなわち、地域計画協議の強化とヨーロッパの国境を越える地域計画問題とに対し、欧州委員会および各国所管官庁からの具体的関心が高まっていることに照らして、情報交換と相互助言

との継続，強化が計画的かつ段階を踏んで導入されることになった。さらに 1992 年にクレーフェルト，マーストリヒト，メンヘングラトバハで開催された会議で，いわゆる「問題一覧」(Problemkatalog) が討議され，本下部委員会から，国境地域の空間構造を総括的に把握し，現在の空間利用を記録し，空間利用が国境を越えて現実にまた潜在的に生み出す軋轢を，具体的に確認することとなった。

なお，MHAL (マーストリヒト・ヘールレ・アーヘン・リエージュ) の発展見通しを策定する際の実態調査が，本下部委員会の重要課題の一つであった。しかし，これは *ermn* でなく *EMR* にかかる問題であるので言及に止めておく<sup>13)</sup>。

### (3) 経済構造

早くも 1981 年 10 月 9 日の欧州委員会勸告 (Amtsblatt Nr. L 321/1981 年 11 月 10 日) のなかで，EC 内部国境沿いの国境を越える行動計画の策定が勸告された。*GRMN* もこれに呼応し，1983 年初より「レギオ構造開発」作業部会で行動計画原案策定の準備作業が始まった。さらに EC 指令 (Amtsblatt Nr. C69/1976 年 3 月 24 日) およびあらためて加盟国に国境を越える行動計画の策定を要請した ERDF 指令 (Amtsblatt Nr. L169/1984 年 6 月 28 日) に従い，1986 年 8 月に完成した報告書が，*Grenzüberschreitendes Aktionsprogramm für die Grenzregio Rhein-Maas-Nord* (独語版，以下 GA と略記) ある。これの作成に当たりリンビュルフ県庁が資金上の支援を行い，マーストリヒトにあるリンビュルフ経済技術研究所 (Economisch Technologisch Instituut Limburg)，ネイメーヘ，ティルビュルフ，ボーフム，ドルトムント 4 大学の研究所が学術上の支援を行った。本報告書は，A 地域分析，B 現行の開発活動，C 行動計画の諸目的，D 実施されるべき措置，以上の 4 章から構成されている。これもまた 1980 年代の構造不況の最中にあった古典的工業地域の状況の記録として資料的価値に富むので，以下，資料紹介の形をとりながら，GA の記述に即して 1980 年代央の *GRMN* 地域の経済構造とそれに内在する諸問題とを検討する。

#### A 地域分析

GA によれば，1985 年末時点で *GRMN* は人口が約 130 万人，面積が 3000km<sup>2</sup> であった。従来から「辺境」と呼ばれてきた本地域の「辺境性」は，ネーデルラント側の南北交通路が不備なためにドイツ側より強く表れ，ドイツ側地域でも東西方向の交通路が不十分で，とくにネーデルラント・ベルギーの交通網との接続に難があることに端的に表れていたという。他方で，ラントスタト，ライン・ルール，ライン・マインというヨーロッパ規模のコナーベイションに挟まれているという点で，本レギオは本来的に「中心性」を具えており，これを辺境にしているのは国境にほかならないと，GA は述べている<sup>14)</sup>。このような自己認識は独蘭国境のエウレギオに共通したものであり，しかも「中心的位置」(zentrale Lage) と「中間

的位置」(mittlere Lage) とが混同されていることも共通の問題点である。この「中間性」がラントスタトとライン・ルールという二大コナーベイションの間に位置する漸移地帯の属性であることは言うまでもなく、この位置をどのようにして「資源化」するかが、戦略的意義を帯びることになる。そしてこの「資源化」に成功したとき、「中間性」は「中心性」に転化したと言えるかも知れない。しかしそれに至るまでは、「中間性」は当面「通廊性」として発現するに留まるであろう。

事実、ベネルクス、フランス、スイスと西ドイツとの国境の主な 14 税関での自動車通行量をみると、1983 年に西ドイツに入国する自動車台数が最多だった地点はアーヘンで 918 万台、これに次ぐのがフェンロー→ニーダールフ・シュバーネンハオスの 573 万台であった<sup>15)</sup>。フェンロー経由は西ドイツ西側国境の第二の道路交通路だったのである。これは、まさに「中間性」の機能的現象形態としての「通廊性」にほかならない。

前述のように、ニーダーラインですでに 17 世紀のうちに亜麻工業が広まり、これを基盤として、18・19 世紀には絹工業と綿工業とが興隆した。これが繊維機械・器具需要を生んで金属加工業、機械製造業の成立を促す一方で、染料、漂白剤需要が化学工業成立の基盤となる後方連関効果が生まれた。しかし、ライン河左岸域の産業集積の西方拡大が国境により妨げられたため、マース河流域は農業地域に留まった。やがて、19 世紀の進行とともに、マース河右岸域、とくにフェンローとルールモントとの間で小工業が成立した。それはマース河沿いの粘土層の上に成立した棧瓦・煉瓦製造業を主とし、これが農業部門と結んで金属工業の成立を促した。これに対してマース河西岸域で工業が芽生えたのは、ようやく二次大戦後であり、とくに 1960 年代に工業化が進んだ。こうして成立したノールト/ミデン・リンビュルフの工業部門は、少数の大企業と、これをとりまく多数の中小企業という二層構造を形成している。総じて、本レギオ地域は 1978～83 年にかけて深刻な不況に見舞われ、1985 年ごろからようやく景気回復軌道に乗ったとされる<sup>16)</sup>。

本レギオの産業構造は、域内粗生産の部門別構成からすれば、1981 年に、製造業、農業・建設業・他の生産業、商業・交通業、役務・政府の 4 部門の比率がそれぞれ 36%、13%、16%、34%であった。これに対応する数値はネーデルラントが、20%、14%、21%、45%で、NRW が 34%、13%、16%、37%であった。製造業部門の比較優位はドイツ側地域で 41%といっそう顕著になり、逆に農業部門の健在が、ネーデルラント側地域およびクレーフェ郡とを特徴づけていた<sup>17)</sup>。ドイツ側地域でクレーフェ郡だけが産業構造の面でネーデルラント側地域と相似している点は、注目に値する現象である。以下、部門別に状況点検を行おう。

#### ①農業

本レギオで特筆されるべきことは、とくに施設園芸 (Gartenbau) を中心とする農業部門

の比重の大きさで、ノールト・リンビュルフおよびクレーフェ郡で域内粗生産の 11%，ミデン・リンビュルフで 6.5%，フィーアゼン郡で 4～5%を占めていた。ネーデルラント側地域では畜産（豚，食用鶏，産卵鶏）と野菜栽培が主であり，ドイツ側地域では耕作農業に重点が置かれていた。ただ，クレーフェ郡では施設園芸（花卉・野菜栽培）も重要であった。ここにも当郡とネーデルラント側地域との相似性が現れている。

農産物の販路は国境を越えて拡がり，とくに 19 世紀にフェンロー内外での施設園芸の発展にともない，ドイツ向け輸出が増大した。当初からドイツ市場に狙いを定めた輸出が，ノールト/ミデン・リンビュルフの施設園芸を特徴づけていた。施設園芸，集荷，競売制度，輸送，販売は，とくにノールト・リンビュルフの経済構造の中核となる産業複合（アグロビジネス）を形成していた。フェンローとグリュベンフォルスト（Grubbenvorst）の競売が輸出用競売市場となっていることが，ドイツ市場への依存度の大きさを物語る。

1980 年の両リンビュルフ産青果の販路は，両リンビュルフ 1%，他のネーデルラント 10%，合わせて 11%，NRW 26%，他のドイツ 37%，合わせて 63%，ベルギー 7%，フランス 3%，他の EC 諸国 8%，非 EC 諸国 8%，という構成比であった。ドイツ市場が 2/3 を占め，ネーデルラント市場が 1 割に過ぎないことは，農業地域としての両リンビュルフが NRW を中心とするドイツと補完関係に立っていることを示唆する。これを例証する数値を挙げれば，フェンロー競売協同組合（C.C.V.）の 1984 年の売上げ 3.8 億フルデのおよそ 60%が，ドイツ市場に販売された。フェンロー野菜競売（V.G.V.）の年間売上げ 7 千万フルデの 90%が輸出額であり，その大部分がドイツ向けであった。この対独輸出における主要産物は，サラダ用・漬け物用胡瓜，サラダ菜，トマトといった「伝統的ドイツ人好み産物」であった。近年，これらの大量産物に加わったのがパブリカである。

C.C.V. の花卉競売の年間売上高は，1984 年に 5 千万ヒュルデに達し，ネーデルラント市場ともにドイツ市場が重きをなした。競売と輸出業者とを通してネーデルラント産の花弁をドイツ市場に供給するほかに，ノールト・リンビュルフの花弁栽培農家のなかには，ドイツ側のシュトラレーンで競売にかける者もいた。

ノールト/ミデン・リンビュルフは，青果のほかに加工食品をドイツ市場に供給している。当地の野菜・果物加工企業の売上げの 11%が国内市場で販売され，89%が輸出されて，ドイツ，とりわけ NRW が最重要な販路となっていた。ノールト/ミデン・リンビュルフのシャンピニオン栽培も西ドイツの需要に依存していた。逆に，西ドイツの 10 万 t / 年に達するシャンピニオン輸入の 40%がネーデルラント産であった。ネーデルラントの全シャンピニオン栽培農家のほぼ半分がノールト/ミデン・リンビュルフに集中しており，その加工物はネーデルラント産出量の 89%を占めていた。

本レギオのネーデルラント側地域と較べて，ドイツ側地域の施設園芸のネーデルラント市場への依存度は低く，ドイツ内部市場志向が強い。ドイツ側地域にとっても施設園芸が大き

表 VIII-3 製造業被雇用者の業種別比率（1983年）

	化学	土石	金属・機械	木材・製紙・印刷	皮革・繊維・衣料	食品・嗜好品
ノールトリンビュルフ	11	8	55	13	5	10
ミデンリンビュルフ	10	13	43	14	6	14
クレーフェルト	26	2	50	5	10	6
メンヘングラトバハ	2	1	56	10	25	6
フィーアゼン郡	13	3	39	10	25	11
クレーフェ郡	9	4	37	13	13	24
NL	13	4	48	13	5	17
NRW	13	4	59	10	7	8

出所： *Grenzüberschreitendes Arbeitsprogramm*, 23頁。

な意義を持つことは、「施設園芸販売市場連合有限会社」（UGA：Union gartenbaulicher Absatzmärkte GmbH）の競売がシュトラレーンを拠点にしていることで示される。これは1984年に約2.5億DMの売上げを計上した。花卉競売において、シュトラレーンは西ドイツの一大中心地となっていたのである。ドイツ側地域の施設園芸の輸出比率は12%に留まった。主要輸出品は鉢植え植物であり、ネーデルラント向け産品はアザレアとエリカである。

集約的畜産は本レギオ西部に集中し、その中心地はフェンラーイ（Venray）とネーデルwert（Neederwert）である。ここの輸出志向も強いが、ドイツ市場への依存度は施設園芸より弱い。肉牛・豚・子豚市場ではクレーフェルトが重要な地位を占めており、「クレーフェルトの子豚市場」はヨーロッパ最大の市場であった。

耕作農業は本レギオの南部、とくにドイツ側地域に集中していた。ここの主要作物であるジャガイモはポンフリ加工のために、本レギオのネーデルラント側地域の食品加工業に大量に輸出されていた<sup>18)</sup>。

## ②製造業

1983年の製造業被雇用者の業種別比率は表VIII-3の如くであった。食品、嗜好品加工業が両リンビュルフおよびクレーフェ郡で比較的高い比率を示しているのは、果物・野菜栽培地に近接していることが大きい。なお、クレーフェ郡の当該業種企業の多くが、実は本レギオに属していない自治体に立地していることが注意されるべきである。

1978～1983年に間に、製造業における雇用の平均対前年減少率が、両リュンビュルフでネーデルラントを下回ったのに対して、メンヘングラトバハでNRWを大幅に上回っていた。当市の主要業種である繊維・衣料工業の構造不況がその主因とみなされている<sup>19)</sup>。とはいえ、

表 VIII-4 *ermn* で新規開業した工業企業の業種別物資調達先 (1978-82 年, %)

	R:NL	R:D	他のNL	他のD	NL/D以外	R:NL	R:D	他のNL	他のD	NL/D以外
農産物	6	1	25	-	68	7	60	11	18	4
鉱産物	28	6	25	14	27		73	-	18	9
エネルギー	66	-	34	-	-	-	100	-	-	-
化学	8	3	78	6	5	-	2	16	64	18
建材	85	-	14	-	1	-	25	-	74	1
金属製品	32	5	28	10	25	1	42	2	40	15
機械	11	1	63	19	6	-	37	5	53	5
輸送	43	-	47	9	1	-	6	-	94	-
電機	22	1	26	5	46	1	23	-	65	11
木材・家具	28	9	48	9	6	-	87	-	13	-
製紙	13	5	46	11	25	-	42	3	55	-
繊維・皮革	4	33	25	7	31	-	8	1	60	31
食品・嗜好品	4	-	96	-	-	-	8	-	92	-
建設	97	-	3	-	-	-	65	-	35	-
合計	24	4	32	6	34	1	22	11	52	14

注：1) 左欄はネーデルラント側域，右欄はドイツ側域

2) R = 本レギオ

出所： *Grenzüberschreitendes Aktionsprogramm*, 28 頁。

すでに見たように 1997 年以降メンヘングラトバハ管区の失業率は NRW 平均を下回っている。1980 年代後半以降メンヘングラトバハが、産業構造の転換にある程度成果を収め始めたことが推定される。

本レギオ内に開業した工業企業の調達および販路の一覧が、表 VIII-4, VIII-5 である。まずネーデルラント側地域の調達先をみると、繊維・皮革では本レギオ内ドイツ側地域から 33% を調達しているものこれは例外であり、平均すればドイツ側地域から 4%、他の西ドイツ地域からを合わせても 10% に留まる。他方で、ドイツ側地域がネーデルラント側地域から調達する比率は 1%、他のネーデルラント地域からの調達を合わせると 12% で、逆方向をやや上回るものの有意の差ではない。

次に販路を見ると、ネーデルラント側域の対独輸出は、本レギオ域内・外向けを合わせて 18%、これに対して自国市場向けは地元販売も含めて 70% に上る。ドイツ側域の対ネーデルラント輸出は 5% に過ぎない。工業部門の調達と販売との両面で、本レギオ域内での国境を越える取引は低水準に留まっていたというのが実情である。国境を越える商取引の弱さについて本レギオの経営者たちは、相手方地域の企業の取引可能性や経営規模、価格、品質に

表 VIII-5 工業企業販路/製品・半製品構成（1978-82年、％）

	企業全般	製品	半製品	新設企業	製品	半製品	企業全般	製品	半製品	新設企業	製品	半製品
R:NL	25	72	28	17	76	24	1	78	22	1	98	2
R:D	6	83	17	3	66	34	18	45	55	13	73	27
他のNL	45	71	29	44	77	23	4	90	10	2	100	0
他のD	12	92	8	20	95	5	55	83	17	58	91	9
NL/D以外	12	92	8	16	81	19	22	87	13	26	95	5
平均	100	77	23	100	81	19	100	77	23	100	90	10

注：1）左欄はネーデルラント側域，右欄はドイツ側域

2）R=本レギオ

出所：Grenzüberschreitendes Aktionsprogramm, 29頁。

かかる情報を把握することの困難さを挙げており，多くの小企業にとり，代理商取引を行う費用は負担限度を超えていたという<sup>20)</sup>。とはいえ，ネーデルラント側地域の新規開業企業に対しドイツ輸出が23％と比較的高いことが，見過ごされてなるまい。また，総じてネーデルラント側地域のドイツ市場志向が逆よりも比較的強いことも，留意されるべきであろう。

以上，少なくとも1980年代前半まで国境を越える工業製品移動が低水準に留まっていたことを確認したが，それでは資本移動はどうであったか。1970/75/80年に本レギオのネーデルラント側地域で開業した工業企業総数2647件のうち，新規設立は2412件で91.2％を占めた。他地域からの進出ではラントスタトからノールト・リンビュルフへの進出例が少なくなかったという。他方で，1978/80/82年に本レギオのドイツ側地域に開業した企業総数は，商工会議所の商業登録簿に登録されたのが1852件，手工業会議所に登録されたのが2483件であった。前者について見ると，新規設立は1400件で75.6％で，ネーデルラント側地域と較べて15％低い。他地域からの移転または子会社設立の形で進出した件数は355件のうち，域外地からの移転が130件，子会社設立が225件で，合わせて24.4％であった。とくにメンヘングラトバハには隣接のユデュセルドルフ地域の拡張に伴う進出が目立ったという。両側域とも国内他地域との流動性は弱くなかったが，国境を越える資本移動の例はなかったという<sup>21)</sup>。

以上が，1993年EC共同市場実現以前の本レギオ内新設工業企業の，独蘭国境を越える商品・資本移動の実態例である。10年後の共同市場の実現はこの状況の大幅な変動をもたらしたのだろうか。これは今後の検討課題である。しかし，その前に既存企業を含めた域内全企業の貿易一般の実情を確認しておく必要がある。

### ③貿易一般

商品貿易一般に眼を向けると，②で見られた様相とかなり異なることが判る。ノールト/ミ



デン・リンビュルフの商品貿易は、ネーデルラント国内市場との取引が 19 億 HFL/DM であるのに対して、本レギオのドイツ側地域および他の西ドイツ地域との取引は 53 億 HFL/DM と、前者を圧倒している。これに対して本レギオのドイツ側地域の対外取引先は、本レギオ内外のネーデルラント地域が 23 億 HFL/DM、域外西ドイツ地域が 274 億 HFL/DM であった。この商品貿易一般を見るかぎり、両リンビュルフはネーデルラント内部市場よりむしろドイツ市場に組み込まれていたとみることができよう。

1980 年に本レギオ外への対生産高仕向け比率が 40 % 以上であった業種は、ドイツ側地域では、機械製造 (66.9)、建設 (64.9)、電機 (53.3)、繊維・衣服 (53.0)、化学 (49.9)、食料 (43.5)、鉄鋼・非鉄 (40.2) の順であり、そのうち機械製造業は 41 % をネーデルラントをのぞく外国に輸出していた。逆に農林水産業は皆無に近かった。他方でネーデルラント側地域では、鉄鋼・非鉄・機械製造 (78.2)、不動産賃貸 (72.5)、建設 (64.3)、繊維・衣服 (54.4)、印刷 (48.7)、木製品 (47.1)、農林水産 (46.3) の順であった<sup>22)</sup>。

#### ④交流人口

ここで国境を越える人の移動を観よう。第一の範疇は国境を越える通勤者で、これは東西方向に流れていた。1970 年代半に 5500 人を超える両リンビュルフ住民がドイツ側地域、とくにクレーフェルトとメンヘングラトバハに日勤していた。しかし 1974 年からこの数が減り始め、1980 年代半には 3000 人にまで半減した。その主因は、建設業、金属工業からの求人落ち込みであった。さらに、ネーデルラントと西ドイツとの賃銀隔差が縮まったことも、ネーデルラント人の西ドイツへ向かう求職意欲を減退させたという。ネーデルラントからの通勤者の流れがもっぱら単純肉体労働者を需要する建設業と金属工業に向かったのは、相応のドイツ語能力を要求するサービス産業が、国境を越える通勤者を受け入れなかったからである。しかし、これが社会保障措置違反と不法労働者斡旋をばびこらせる一因となったと指摘される。

たしかにネーデルラント側域からドイツ側域への通勤者の流れの隘路は、1980 年以後ある程度改善されてきた。その例として、賃銀税の年末調整請求権、「特別出費」に対する一定額控除の請求権、本国で児童養育費を受給する権利、60 歳に達すれば早期に年金を受給する権利、年金制度の改善、国境を越える通勤に自家用車を使用することの制約の軽減等が挙げられている。しかし、隘路は随所に残っており、その最大のものが抵当権利子の課税控除の問題で、本国で所得税を収めないために、持家に対する抵当権利子の課税控除が不可能であったという。さらに社会保険料の二重払い、学校・教育制度の制度の相違により、当局が求職者の資格を適正に認証することが困難であること、罹病の際の措置の問題もあった。

ドイツ側地域からネーデルラント側地域への通勤者は約 100 人に留まったため、国境を越える通勤者の流れは当時一方的であった。この流れが 1990 年代以降どのように変わったのか

#### 「地域のヨーロッパ」の再検討（４）

の検討は、今後の課題である。

交流人口の第二の範疇は国境を越える買い物行動である。この流れも一方的であったが、方向は通勤者の流れと逆であった。国境を越える買い物行動の唯一の目的地はフェンローで、当市中心部の買い物客の半数が西ドイツ人であり、年間 600 万人に上ったという。もっとも近隣の国境地域からの来訪者は少数で、大部分がライン・ルール地域の大都市住民であった。その主な購入対象は、紙巻たばこ、たばこ（刻みたばこ、葉巻）、コーヒー、茶、チーズ、生鮮野菜であった。他方で、ドイツ側域住民はフェンローよりも遠いクレーフェルト、メンヘングラトバハ、フィーアゼンに向かうことが多かったという<sup>23)</sup>。

#### ⑤交通

GA がとくに詳細な分析を施しているのが、交通問題である<sup>24)</sup>。まず国境を越える近距離公共交通について、当時本レギオ内で国境を越えるバス・鉄道路線はフェンロー経由だけであり、これが交流人口増加の大きな障碍の一つとなっていた。

貨物輸送を観ると、ラントスタトとライン・ルール地域とを結ぶ本レギオの中継機能を担う、鉄道・道路・水上輸送のうちで、ルール地域とロッテルダムとを結ぶライン・マース両河による水上輸送量が圧倒的に多かった。総じて、本レギオに立地する 1000 の輸送企業の大部分がこの中継機能に関わり、これは 1980 年央に直接、間接に数千の雇用を生み出していたという。

道路輸送では、独蘭間の国境を越える道路貨物輸送量の 40 %が本レギオ内の国境を通過しており、なかでもフェンローーニーアドルフ/シュバーネンハオス経由が独蘭間貨物輸送の実に 1/3 分を占めていた。1984 年に 120 万台の荷積みトラックが本レギオで通関したという。

鉄道貨物輸送は、ラントスタトとライン・ルール地域とを結ぶ二つの路線があった。北側路線はロッテルダム・アムステルダム－ユトレヒト－アルンヘム－エメリヒ－デュースブルク－ケルンという経路を辿り、南側路線はロッテルダム－エイントホーフェーフェンローーフィーアゼン－メンヘングラトバハ－ケルンという経路を辿った。後者は、フィーアゼンでブリュッセル→アーヘン→クレーフェルト→ルール地域→ハンブルク路線と交差する。1982 年に独蘭国境を通過した鉄道貨物量 675 万 t のうち 204 万 t が、フェンロー経由であった。そのうち 115 万 t がドイツ向けであり、その 56 %がロッテルダム、6 %がアムステルダムを発送地としていた。これに対してドイツからフェンロー経由でネーデルラントに仕向けられたのは 89 万 t で、66 %がロッテルダム、7 %がアムステルダムを仕向地としていた。主要貨物は化学製品と鋼管であった。1982 年に Europees Container Terminal (ECT) がフェンローにコンテナ・ターミナルを開設し、1985 年に年間 50 万個のコンテナを取り扱うと推定されていた。続いて 1984 年に、Trailstar がフェンローに「おんぶ輸送」(Huckepack, いわゆるピギイバック輸送) ターミナルを開設した。ここでは、セミトレーラ、普通トラック、フ

ルトレーラが貨車に積み込まれる。また、1985/86の時刻表では4本のGONG列車（国境停車時間短縮貨物列車 Güterzüge ohne nennenswerten Grenzaufenthalt）が、ラントスタトからフェンロー経由でドイツの諸工業地域向けに運行されるようになっていた。

このようにラントスタトとライン・ルール地域とを結ぶ鉄道物流の大動脈が本レギオを貫通しているのだが、隘路としてGAは2点を指摘している。その一は、クレーフェルト→フィーアゼン→フェンロー間に直通の路線がなく、フィーアゼンで進行方向を逆向きにしなければならなかったことである。その二は、フェンロー→フィーアゼン→メンヘングラトバハ経由南ドイツに向かう路線に、いくつかの単線区間が残っていたことである。

アントウェルペとライン・ルール地域とを結ぶ鉄道路線は、すでに1869～79年にアントウェルペーウエールトールールモントーメンヘングラトバハ路線が開通した。メンヘングラトバハからはクレーフェルト経由ルール地域に至る路線と、ノイス経由デュセルドルフに至る路線が延びている。しかし一次大戦後の国際政治情勢の下で、この路線はアントウェルペーハセルト（Hasselt）－ビゼ・モンツェン（Visé-Montzen）－アーヘン－メンヘングラトバハと、94kmも長い南側迂回路線に切り換えられた。二次大戦後これの運行が過密になってきたため、1970年以後、毎日1往復の列車がルールモント経由で運行されるようになり、主としてアントウェルペ・ルール地域間の自動車部品輸送およびオーストエンデ/アントウェルペ・ノイス間の「おんぶ輸送」に当たっていた。

南側迂回路線の隘路は何よりも過密な運行にあったが、リエージュ・アーヘン間の急勾配のために積載貨物重量に制約があることも指摘されている。これに対して、ルールモント経由路線は平地を通り、しかも94kmも短縮できるためヨーロッパ規模での輸送に有利であるばかりか、ウエールトールールモントーメンヘングラトバハ間に立地する企業が、アントウェルペおよびライン・ルール地域と直結できる利点、さらにデュセルドルフ経済圏の西方拡張を促す効果が期待されていた。

GAによれば、全ヨーロッパ規模での鉄道網の拡充にとり最大の隘路は、電圧規格が標準化されていないことである。ドイツは15KVの交流、ネーデルラントは1.5KVの直流、ベルギーは3KVの直流であり、したがってフェンローで機関車取替えのために長時間停車を余儀なくされていた。

貨物運賃では、国境を越える直通運賃率があるにはあったものの、それは道路輸送に対して競争力を持ちえないと、GAは指摘している。輸送時間もGONG列車を除けば長すぎた。当時ドイツ連邦鉄道利用の際は、夕方に積み込まれた荷の目的地到着が翌朝であることが原則であった。しかし、メンヘングラトバハで積み込まれた荷が国境を越えてエイントホーフエに到着するのは、翌夕か翌々日の朝であるのが実情であったという。

最後に水路輸送についてみると、独蘭国境を通過する貨物輸送総量の2/3がライン河輸送によって行われていた。当時、本レギオのクレーフェルト・ライン港は年間400万tを取り

#### 「地域のヨーロッパ」の再検討（4）

扱い、デュースブルク、ケルンに次ぐニーダーライン第三の貨物港であった。最新式の艀6艘編成の押航輸送方式はネーデルラントでまだ試行段階に留まっていたが、ドイツのニーダーラインにはすでに導入されていた。さらに1980年代に入るとライン河運にコンテナ船が導入され、これは増大傾向にあった。

このようにライン河運が本レギオを貫通する水陸輸送網の主軸の軸芯というべきものであることは明らかであるが、これら隘路と無縁ではなかった。それはニーダーラインの水路が年に1.5～2cm浅くなることである。1985年に連邦輸送路計画でニーダーラインの浚渫が謳われたが、GA作成の時点でまだ最終決定に至っていなかった。

#### ⑥エネルギー供給

少なくとも1980年代までネーデルラントの発電、送電、配電は、国家規制下にある企業によって行われ、リンビュルフ県では県が98%を出資しているPLEM（Provinciaale Limburgische Elektriciteitsmaatschappij）が電力供給を独占していた。当社は石油・天然ガス火力発電所（Maasbracht）と石炭火力発電所（Buggenum）の2発電所体制をとっていた。ノールト/ミデン・リンビュルフはPLEMの送配電によるが、フェンロー、テーヘレン（Tegelen）、ルールモント、ウェールトのように自治体の送配電によるかして、電力供給を受けていた。ただ、PLEMの送電網は150KVであったのに対して、電力生産者組合（SEP）の送電網は350KVという送電圧の違いがあった。他方で、西ドイツ側の電力供給は民間企業によって担われていたが、最大のライン・バストファーレン電力会社（RWE=Rheinisch-Westfälische Elektrizitätswerke AG）へのラント、自治体の出資比率は30%に達していた。

天然ガスについてみると、ネーデルラントはこれを北海のスロホテルン（Slochteren）で掘削しており、掘削はネーデルラント石油会社（Nederlandse Aardolie Maatschappij）が、配管はガス組合株式会社（Gasunie N.V.）が行っていた。リンビュルフ県のガス供給はリンビュルフ・ガス配管会社（Limagas）と2、3の市営ガス配管会社が行っていた。Limagasへの出資比率は自治体が45%、県45%、Gasunieが10%であった。本レギオ地域のフェンロー、ルールモント、ウェールトは自治体経営のガス企業からの供給に頼っていた。

他方で、西ドイツは1980年代後半に天然ガス供給の76%を輸入に仰ぎ、しかもその半分32%がネーデルラントからの輸入であった。NRWの天然ガス輸入をルール・ガス株式会社が一手に握り、本レギオのドイツ側域への供給はティセン・ガスAGによって行われた。ネーデルラントは石炭供給を全面的に輸入に仰ぐ（PLEMは石炭火力発電所用燃料炭の80%を米国炭に、20%をルール炭に頼った）一方で、天然ガスを西ドイツに輸出していたのである。他方で西ドイツは、1960年代以来の「石炭優遇政策」をもって1980年代はまだ補助金政策と合理化とを推し進め、石炭火力発電所の存続を狙っていた。エネルギー源について、ネーデルラントと西ドイツとの間にある程度の補完関係が成立していたことになる。

電力価格は本レギオの両側地域でそれぞれ本国平均価格より低かった。とくに西ドイツ側について、最大の電力会社 RWE が本レギオの南部に広がる西ヨーロッパ最大の褐炭田の排他的権益を有し、露天掘りである上に徹底的な自動化によって廉価な燃料を自給できることが、RWE に抜群の価格競争力を与えていることはよく知られている。褐炭田はケルンとアーヘンを東西に結ぶ線から北にフィーアゼン郡まで広がっている。埋蔵量は 550 億 t、すでに 50 億 t が採掘されたが、残る可採量は 350 億 t、年産 1 億 2 千万 t の現在の採掘量（RWE はエネルギー供給安定のためにこの年産量を維持する方針であった）でも今後 300 年間は採掘可能という、桁違いな規模の褐炭田である。これからの産出量の 85 % を RWE が火力発電所燃料炭として使用し、15 % が工業用、化学原料用、家庭燃料用（当時はまだ利用されていたブリケット）に使われていた。しかし、この褐炭田が比較的安価なエネルギー供給を保障する一方で、地下水位の低下、生態系、文化財の破壊、住民の移転と廃田の埋め戻し、という複雑な問題を生んでいる側面も看過できず、GA はこの問題にかなりの紙数を費やしている<sup>25)</sup>。

## B 現行の開発活動

### ① ドイツ側域の地域振興政策

1985 年の西ドイツの「地域経済構造改善のための共通課題（GRW）」の 14 次大綱計画の対象になった東西国境沿いの 18 地帯のなかに含まれた本レギオのドイツ側域は、メンヘングラトバハ、フィーアゼン郡（Brüggen, Nettetal, Niederkrüchten, Schwalmtal, Viersen）、クレーフェ郡（Weeze）であった。当該地域に NRW も雇用創出推進計画の枠組で、復興金融公庫やドイツ負担調整銀行と組んで融資による助成を行った。その際、NRW からの融資は必要資金の 50 % を限度とし、他の公的融資措置を加えても 2/3 を超えない原則であった<sup>26)</sup>。

### ② ネーデルラント側域の地域振興政策

1986 年初から始まったネーデルラントの地域政策は、経済省の覚書「地域社会・経済政策 1986-1990」（Regionaal Sociaal-Economisch Beleid 1986-1990）に集約されているという。これは市場経済部門を地域次元で強化することを狙ったものであり、西・中部に較べて経済的に弱体な東部地域（対独国境沿い）に力点を置くものとみなされていた。その具体的な方策は、1) 経済活動を直接に促す政策、2) 枠組条件の改善を図る政策、3) 雇用創出政策、の三つから成っていた。とくにノールト/ミデン・リンビュルフに対する方策を一覧表にまとめると、表 VIII-6 のようになる。

### ③ 自力開発

経済振興策は自治体当局の共通課題であり、多くは自治体が直接管轄するが、有限会社という独立法人の形態をとることがある。クレーフェ郡とメンヘングラトバハ市とは自治体当

表 VIII-6 ノールト/ミデン・リンビュルフに対する地域振興政策

---

### 直接政策

- a 投資優遇規則（Investerings Premie Regeling）：投資にかかる NL で最重要の補助金政策
  - \* 工業・サービス部門の企業創設・拡張に対して、NL 側域大部分、とくにフェンラーイ、フェンロー、ルールモント周辺では 15%、ルールモントより南は 25%、
  - \* ノールト/ミデン・リンビュルフに対する優遇措置は 1989 年 1 月 1 日をもって終了
  - \* 対象は、工業企業、革新的サービス企業、大企業本社、試行施設、実験所、成長が見込める観光計画の設立（立案）、拡張（生産能力または雇用の 10%以上の拡大）、建直し（新商品開発のための生産計画・方法の抜本的変更）
- b 地域開発会社（Regionaal Ontwikkeling Maatschappij）
  - \* 1986 年から LIOF（Linburgs Instituut voor Ontwikkeling en Financiering）に対して ROM 予算から補助金支出
- c 投資資金繰り法（WIR=Wet Investerings Rekening）全 NL 規模の投資助成法

### 間接政策

- a ゴイト・リンビュルフの展望覚書（PNL=Perspectievennota Zuid-Limburg）：ゴイト・リンビュルフの構造改革地域に新しい経済・雇用構造の創出を目的
  - \* ルールモント郡の南部とルールモント市も対象、1990 年末で終了予定
  - \* PNL 計画に 4300 万ヒュルデ/年を支出
- b 全般的枠組み条件の改善
  - \* 地域次元の重要な社会基盤施設建設または市場経済の発展を妨げる構造的隘路の除去のための協調融資
  - \* リンビュルフ県に当基金は 4300 万フュルデ/年、これに中央政府予算から 1500 万フュルデの追加融資
- c ヨーロッパ地域開発基金
  - \* NL 向け 5100 万ヒュルデ/年の当基金からの補助金の一部が PNL 地域向けに。さらに当基金の一部は、国境を越える行動計画を策定してレギオの隘路の除去を目指す、またそのために IPR も適用されるレギオにも向けられる

### 雇用創出計画

- a 教育政策の重視
  - \* 現存のまたは確実に予想される求人[の増加]
  - \* 求人条件を大幅に変更した職場[の創出]
  - \* 一般に期待されている、もしくは目指されているレギオ内経済活動の展開
- b 特別に地域性の強い企画（BRP=Bijzondere Regionaale Projecten）
  - \* 地域の社会経済的構造と労働市場における失業者の立場との強化
- c 労働市場での需給一致を妨げる多数の隘路の除去
  - \* 1986 年に当計画のためにリンビュルフで投入された資金は 3 億 4500 万ヒュルデ

---

出所：Grenzüberschreitendes Aktionsprogramm, 81-84 頁。

局の所管部局が担当する。クレーフェ郡の自治体はそれぞれ独自の経済振興政策を進めており、郡のそれとの調整が必要であった。

他方でフィーアゼン郡とクレーフェルト市は、経済振興のためにそれぞれ独立の会社を設立している。前者には郡と自治体が出資しており、自治体は企業誘致政策を当社に委託することができる。両社ともその活動内容は、とりわけ経営相談、広報、企業誘致、土地の購入と開発である。

ネーデルラント側で経済振興にかかる自治体の活動は、従来西ドイツよりはるかに制約されていた。1982年にノルト/ミデン・リンビュルフの自治体と商工会議所は、「経済接触活動家」を創り出すことで一致した。この「活動家」の課題は企業支援にあり、一方で自治体行政内部の手続き（秩序法/排出法、建設認可、土地購入等）にかかる情報提供や調整を行い、他方で企業が県、商工会議所、LIOF等と接触する際に、助言者、仲介者として支援することにある。その後ノルト/ミデン・リンビュルフの大部分の自治体がこのような「活動家」を抱えるに至った。

商工会議所についてみれば、ネーデルラントの商工会議所は独自の企業誘致政策を行わず、その活動は経済強化と雇用増大とを目指す努力に限定されている。具体的には、補助金、空間秩序、輸出等にかかる経営相談、語学教室、若手経営者教育が挙げられる。

これに対して西ドイツの商工会議所の課題は、経営相談、商工業用地の十分な確保と最適な交通網形成とによる枠組条件の改善にあり、ネーデルラント側と大きく隔たるのは、教育分野で重要な役割を果たしていることである。若年者のために徒弟の口を増やすための調整、仲介を行うことも商工会議所の役目である。

本レギオの両側地域当局の権限、機能が異なる現状に照らして、ネーデルラント側地域の「活動家」とドイツ側地域の経済振興所管当局もしくは当該会社の代表者との接触を図り、経験交換を行うことが望ましいと、GAは提言している<sup>27)</sup>。

#### C/D 行動計画の目的設定と措置

以上の検討結果に基づいて、GAは具体的目的を設定し、それらを達成するための方策を列挙する。ここでGAは、国境を越える行動計画の基本目的は本レギオ地域の経済発展の推進と雇用創出・増大にほかならず、交通、余暇、教育、空間秩序、環境等の個別課題は、この基本目的に関わらせてのみその意義が問われるべきであると、あらためて強調している。ここには国境を挟む独蘭住民の相互理解促進への積極的関心がもはや窺われず、前号までに検討したEUREGIOやERWと較べて、ermnの経済面への傾斜ぶりが目立つ。それはEUREGIO創設からすでに20年を閲して国境の両側の住民相互の和解がもはや解決済みの問題と認識されたためなのか、また、ermn地域に固有な社会・経済的条件（例えば広大な露天掘り褐炭田の存在）が何らかの形で規定しているのか、この問題はなお検討の余地を残している。

表 VIII-7 勸奨措置一覧

国境を越える行動計画目標	優先度	行動	所管当局
1 国境を越える交通基盤の隘路の除去			
（１）広域道路網			
① RW A73 延伸、Venlo における BAB A61 との接続	1	M	MVW, BMV
② BAB A61 補修、Venlo で A73/E34 と接続	1	M	"
③ BAB A52 延伸、Roermond で Rijksweg A68 と接続、A68 の拡張	1	M	"
④ BAB A57 北方延伸、Gennepe で RW A73 と接続	1	M	"
⑤ Uerdingen のライン橋の建替え			
⑥ BAB A44 延伸、BAB A52 の補助路機能強化	2	M	BMV
⑦ BAB A40 / BAB A42 マース河までの西方延伸	2	M	MVW, BMV
（２）近距離公営旅客輸送、とくに Roermond-Weert 間	3	S	MVW, MV, BMV, RP, DB
（３）広域鉄道網			
① Nijmegen-Venlo-Roermond 路線の電化、複線化	2	M	MVW
② 南独-Köln-M'Gladbach-Venlo-Randstad Holland 軸線上の Dülken-Kaldenkirchen、Rheydt Hbf.-Rheydt-Odenkirchen 間の複線化	1	M	BMV, DB
③ ライン地域-Krefeld-Viersen-Venlo-Randstad Holland 間直行輸送の実現のためフィーアゼン曲線建設	2	M	MVW, BMV, VM, DB
④ M'Gladbach-Dalheim-Roermond-Weert-Antwerpen 路線の活用と老朽区間の改修	3	M	MVW, NS, BMV, DB
⑤ 国境横断 Nijmegen-Kranenburg 線の維持、Krefeld-Nijmegen 間の電化、Geldern-Nijmegen 間の再複線化	1/3	M/E	"
⑥ 独、蘭、白間の異なる鉄道技術規格の整合	3	M	", MV
⑦ 道路輸送に対して競争力を持つ貨物運賃設定	3	E	", MV
⑧ 貨物輸送時間の短縮	3	M	NS, NMBS, SNCB, DB
⑨ 本レギオ地域が将来高速鉄道網にかかる可能性の検討	3	S	MVW, NS, BMV, DB
⑩ Antwerpen-Maastricht-Köln 間のインターシティ路線の分岐線としての Aachen-M'Gladbach-Krefeld-ルール地域線の可能性の検討	3	S	BMV, DB
（４）国境を越える水路			
① ライン河下流の水路安定措置の迅速な実施	1	M	BMV
② ライン河下流の水路の掘削	1	M	MVW, BMV, EC
③ ライン河下流とワール河における舢舨 6 艘連結の押航方式	3	M	MVW
④ Krefeld 港と Venlo 港とにコンテナ基地を建設する可能性調査	1	S	MVW, BMV
⑤ Brabant と Midden-Limburg の運河の 4 級水路（1350t）への拡張と Lozen の一時停止点の除去、独蘭計画の調整	3	M	MVW, MOWBV



⑥ CEMT の議題にマース河とライン河との結合を保持、蘭の地域計画 (Streekplan)、独の GEP に水路用地を保留、運河の環境技術的側面などの研究	3	E/S	MVV,Pr,Gem., BMV, RP, MSWV,MURL, Kommunen
2 経済的潜在力のより有効な活用			
(1) 経済に対する大枠の改善			
① 広域経済基盤の隘路の除去			
② 高度な教育施設の拡充	3	M/E	KvK, M.O.W., LIOF, IHK, BMFT, EC, Kultusm.
③ エネルギー低価格の維持、取引障碍の除去	3	E/M/S	BMBW, LIOF, MEZ, Pr, MWMT,NEOM GRMN
(2) 立地活動の共同開発			
① 本レギオで未利用の営業用地の案内の作成	1	M	GRMN
② 本レギオの立地条件に関する説明書の作成	1	M	GRMN
(3) データバンク設立	1	M	KvK, S IHK
① どの企業が何を作っているか			
② どの企業が何を輸出または輸入しているか			
(4) その他の研究			
① 本レギオの経済的潜在力の部門別研究	3	S	GRMN
② 雇用、附加価値生産、収益に及ぼす国境効果の研究	3	S	GRMN
(5) 国境を越える企業の協取引所の設立	2	M	KvK,IHK
(6) 農業と園芸のために			
① 国境を越える交通基盤の隘路の除去			
② 傷みやすい農業・園芸作物の国境通過の迅速化	3	M	MF, FM, EC,Zollb
③ 認可された殺虫剤に関する統一的 EC 命令の発布	3	E	EC
④ 独蘭の農家・園芸農家間の競争関係の公正にかかる比較検討	3	S	M.L, B.M.E.L.F., MURL, EC
⑤ 両側地域の農業・園芸団体間の恒常的交流の強化	3	M	MURL,LWK
(7) 本レギオ領域の保養機能の拡充			
① 国境を越える道路・鉄道網の隘路の除去			
② 両側域の当局間の協力	3	M	Pr,Gew, Gem, KvK,VVV,MF, ZV, RP, St, Kr, LV.
③ 砂利採掘により生じた水面の利用に関する相互了解の改善			

「地域のヨーロッパ」の再検討（４）

④ 両側域の日帰り・宿泊客向け施設の共同広告	3	M	VVV, St.Kr.LV
⑤ 自転車路、歩道、乗馬路、Maas・Schwalm・Rur 川のカヌー水路の国境を越える網形成	3	M	Pr., Gew., VVV, St.Kr.LV, ZV
⑥ 国境を越える周遊道路網と宿泊施設の開発	3	M	Pr.Gew,VVV, St.Kr.ZV
⑦ 「緑の」国境横断帯の増加	3	M	MF,FM,IM
⑧ 国境を越える自然公園 Maas-Schwalm-Nette における自然と環境のための高度な情報センターの設立、その立地として Nettetal の Krickenbeck 城を推奨	1	M	ZV
<b>3 労働市場機能の改善</b>			
① 長年失業者向けの再教育企画の策定	1	M	MSW, MOW, AV, IHK, HK
② 若年失業者向けの企業教育の開設	1	M	MSW, KvK, GAB, IHK, HK
③ 若年失業者向け職業体験企画の策定	1	M	", AV
④ 若年失業者向け教育を企業が共同で当たる協同組合設立	1	M	MSB,KvK,AV
⑤ 国境地域内職業安定所間の定期的接触と求人とにかかると共同データバンク開設	3	M	GAB,MSB,AV
⑥ 不正労働と不法労働斡旋撲滅のための両側域当局間の協力	3	M	MSV, AV
⑦ 教育修了証明書の相互承認			
<b>4 国境障壁の打破</b>			
<b>(1) 国境通過</b>			
① 国境での待ち時間の短縮	1/3	E/M	MF,IM,FM EC, NA
② 地場的国境通過点の受付け時間の統一	3	E	MF,IM,FM
③ 国境沿い住民の夜間国境通過に関する規制緩和	3	E	"
<b>(2) 振り子通勤</b>			
① 振り子通勤者に対する税法上の措置の改善	3	E	MF, MSW, BMF, BMAS
② 公共職業紹介所間の恒常的連絡			
③ 不正労働と不法労働斡旋撲滅のための協力			
<b>(3) 通商障壁</b>			
① 課税と補助金、環境保護立法、輸入規定、転入条件、技術的規格、閉店時間、不当競争、価格規定、郵便・電話料金にかかる法令、規定の一致を目指す	3	E	EC
② 専門・職業団体間の情報交換	3	M	MEZ ,WiMi, IG

5 地域計画の協力の改善				
① 地域団体・自治体計画の国境を越える調整	3	E	Pr, Gew, Gem, RP, MURL, St, Kr	
② 計画体制間の相違の縮小	3	E	Na	
③ 共同目的の設定	3	E	Pr,RP,MURL	
④ 統一的地図作製	3	M	Pr,RP,LVA	
6 環境保護				
① 環境保護立法およびこれに基づく経済規制の一致を目指す	3	E	EC	
② 環境を危険に曝す企画について国境を越える相互了解	3	M	Pr,Gem, RP, St, Kr	
③ 認可された露天掘り褐炭田の排水による影響の国境を越える監視、排水が地盤に及ぼす作用のデータ収集、自然・農業保護のための即応措置の確定	3	M	Pr,Gew,Gem, RP, MURL,St, Kr	
④ 農業と自然の損壊を防ぐため代替水源の導入				
⑤ 住民と工業のために従来守られてきた水経済を制約しない				
⑥ 新規褐炭田露天掘り計画・開発 (Frimmersdorf West-West) の決定に先んじて LEP 法を慎重かつ多面的に検討の要	3	M	"	
⑦ 計画された新規露天掘り褐炭田の排水作用に影響を受けるすべての自治体と本レギオとの適切な参加				
⑧ 自然公園 Maas-Schwalm-Nette の保全				

注：(1) 優先度の 3 は ständiges Anliegen (留意), 行動の M は *konkrete Maßnahmen* (具体的措置), E は Empfehlungen (勧奨), S は vorgeschlagene Studien (研究勧奨)

(2) 所管当局の略語は以下の通り：AA=Arbeitsamt (公共職業紹介所)；AV=Arbeitsverwaltung (労働行政当局)；BAB=Bundesautobahn (連邦自動車道)；BMAS=Bundesministerium für Arbeit und Sozialordnung (連邦労働社会秩序省)；BMBW=Bundesministerium für Bildung und Wissenschaft (連邦教育科学省)；BMELF=Bundesministerium für Ernährung, Landwirtschaft und Forsten (連邦食料農林省)；BMF=Bundesministerium für Finanzen (連邦財務省)；BMFT=Bundesministerium für Forschung und Technologie (連邦研究技術省)；BMV=Bundesministerium für Verkehr (連邦交通省)；CEMT=Conférence Européenne des Ministres des Transports (欧州交通相会議)；DB=Deutsche Bundesbahn (ドイツ連邦鉄道)；FM=Finanzministerium (財務省)；GAB=Gewestlijk Arbeidsbureau (郡労働局)；Gem=Gemeente (自治体)；GEP=Gebietsentwicklungsplan (地区開発計画)；Gew=Gewest (郡)；HK=Handwerkskammer (手工業会議所)；IG=Interessengemeinschaft (利害関係団体)；IHK (商工会議所)；IM=Innenministerium (内務省)；LVA=Landesvermessungsamt (土地測量庁)；Kr=Kreis (郡)；LIOF=Limburgs Instituut voor Ontwikkeling en Financiering (リンビュルフ開発金融機関)；LV=Landschftsverband Rheinland (ラインラント郷土組合)；LwK=Landwirtschaftskammer Rheinland (ラインラント農業会議所)；MEZ=Ministerie van economische Zaken (経済省)；MF=Ministerie van Financiën (財務省)；ML=Ministerie van Landbouw en Visserij (農業水産省)；MOW=Ministerie van Onderwijs en Wetenschappen (教育科学省)；MOWBV=Ministerie Openbare Werken Bestuur Vaarwegen (公共事業水路管理省 [B])；MSZ=Ministerie van Sociale Zaken (社会省)；MSWV=Ministerium für Stadtentwicklung, Wirtschaft und Verkehr (都市開発・経済・交通省)；MURL=Ministerium für Umwelt, Raumordnung und

「地域のヨーロッパ」の再検討（４）

Landwirtschaft（環境・地域計画・農業省）；MV=Ministrie van Verkeerswezen（交通省 [B]）  
MVW=Ministerie van Verkeer en Waterstaat（交通水利省）；MVMT=Ministerium für Wirtschaft,  
Mittelstand und Technologie（経済・中間層・技術省）；Na=Nationale Regelungen（中央国家規制）；  
NEOM=Nederlandse Ontwikkelings Maatschappij（ネーデルラント開発会社）；NMBS=Nationale  
Maatschappij der Belgische Spoorwagén（ベルギー国有鉄道会社）；NS=Nederlandse Spoorwegen（ネー  
デルラント鉄道）；Pr=Provincie（県）；RW=Rijksweg（国道）；RP=Regierungspräsident（県  
長）；SNCB=Société Nationale des Chemins de Fer Belges（ベルギー国有鉄道会社）；St=Stadt  
（市）；VM=Verkehrsministerium（交通省）；VVV=Vereniging voor Vreemdelingenverkeer（観光協  
会）；ZV=Zweckverband Maas-Schwalm-Nette（マース・シュバルム・ネテ目的組合）

出所： *Grenzüberschreitendes Aktionsprogramm*, 92-99, 104 頁の叙述，表出を筆者要約。

本レギオは本来立地条件に恵まれているので，なお残存する隘路を除去してこの立地優位を最大限に活かすことにより，如上の基本目的の実現に資することが GA の課題であるとして，GA は以下 6 の具体的措置を挙げる。それは，1) 国境を越える交通基盤の隘路の除去，2) 経済的潜在力のより効果的な活用，3) 労働市場の機能十全化，4) 国境障壁の除去，5) 空間秩序におけるより効果的な調整，6) 環境保護，である。それぞれについて敷衍したものを一覧表にまとめると，表 VIII-7 のようになる。

（以下，次号に続く）

注

- 1) 川本和良『ドイツ産業資本成立史論』未来社，1971 年；渡辺尚『ラインの産業革命－原経済圏の形成過程－』東洋経済新報社，1987 年，を参照。
- 2) EIS, 35 頁。
- 3) Grenzregio Rhein Maas Nord, *Grenzüberschreitendes Aktionsprogramm für die Grenzregio Rhein-Maas-Nord*, 14 頁。
- 4) EIS, 38 頁。
- 5) 同上書，23-24 頁。
- 6) 同上書，19-20 頁。
- 7) Grenzregio Rhein Maas Nord, *Geschäftsbericht 1991/92*, 5, 7 頁。
- 8) 同上書，12 頁。
- 9) 同上書，40-42 頁。
- 10) 1990～1995 年欧州委員会からの資金援助により，AGEG によって実施された。AGEG, *LACE Infoblatt zur grenzübergreifenden Zusammenarbeit*, 1997 Oct.
- 11) 同上書，71-72 頁。
- 12) 同上書，73 頁。
- 13) 同上書，75-76 頁。
- 14) *Grenzüberschreitendes Aktionsprogramm*, 10 頁。
- 15) 同上書，11 頁。
- 16) 同上書，20 頁。

- 17) 同上書, 20-21 頁
- 18) 同上書, 22-23 頁。
- 19) 同上書, 23-24 頁。
- 20) 同上書, 28-29 頁。
- 21) 同上書, 26-27 頁。
- 22) 同上書, 32-34 頁。
- 23) 同上書, 30-31, 33, 50-51 頁。
- 24) 同上書, 35-48 頁。
- 25) 同上書, 59-61 頁。ちなみに RWE AG のウェブサイト (2007 年 12 月 17 日閲覧) によれば, 2006 年の同社の販売電力量の 39 % が褐炭火力によるものであった。1932 年 RWE がフリツ・ティセンおよびフリートリヒ・フリクからケルンに本拠を置く Rheinische AG für Braunkohlebergbau und Brikettfabrikation (RAG) を買収し, 戦後の 1959 年に RAG がその他の RWE 傘下の褐炭企業と合併して, Rheinische Braunkohlenwerke AG Rhein-Braun) となった。これは 2000 年に RWG が VEW (Vereinigte Elektrizitätswerke Westfalen AG) を吸収した後, RWE Rheinbraun AG と社名を変え, 後に RWE コンツェルンの RWE Power AG に統合された。
- 26) 同上書, 76-77, 81 頁。
- 27) 同上書, 85-86 頁。

【附記】 本稿は 2007 年度東京経済大学個人研究助成費 (A) 「EU 統合と地域のヨーロッパ」による研究成果の一部である。